

契約書（案）

独立行政法人国立病院機構宇都宮病院 経理責任者 院長 沼尾 利郎(以下、「甲」という。)は、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。)に物品を発注し、乙は、甲の発注した物品を、甲の指定の場所に納品する。甲は検査後、その代価を乙に支払う。それにあたり、甲及び乙は、関連法令等（以下「法」という。）を遵守し、また次の条項により、契約を締結するものとする。

（目的）

第1条 この契約書は、法に基づく物品の売買の運用について基本的事項を定め、もって物品の売買の適正な運用の確保に資することを目的とするものとする。

（契約品目及び金額）

第2条 契約品目及び契約金額については、次の各号のとおり定めるものとする。

一 契約品目 病院情報システム

二 数 量 一式

【内訳】 別紙仕様書のとおり

三 契約金額 円（内消費税 円）

消費税等額は、消費税法第28条1項及び第29条、並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。ただし、契約期間中において消費税率の改定が行われた場合には、消費税率改定後の税率を適用することとする。

（納入期限）

第3条 本契約の納入期限については、次のとおり定めるものとする。

令和2年4月30日

（所有権移転前の損害の負担）

第4条 物品を甲の指定する場所に納入し、第5条に規定する検査を完了するまでの間において、物品上に生じた損害については、その損害が甲の責に帰すべき重大な過失による場合の外は、甲はその補償の責に任じない。

（納入及び検査）

第5条 乙は、第2条で定めた契約品目を納入しようとするときは、その旨を甲に通知した後、甲の指定する場所に納入しなければならない。なお、搬入に要する費用は、乙の負担とする。

2 乙は納入時必ず納品書を持参し、甲の実施する適正な検査を受けなければならないものとする。

3 物品の品質、構造及び形状は全て仕様書のとおりであって、甲の検査に合格する

- 物で無ければならない。なお、前項で定めた検査の結果、不合格の物品があったときは、甲の指定する期限までに完全な物品を納入しなければならないものとする。
- 4 検査のため物品の性能及び形状を変じ、又は消耗した場合でもその損失は全て乙の負担とし、契約数量中にこれを算入しない。

(納入前の調査)

第6条 甲は必要がある場合、乙の事務所及び契約物品の製造又は保管場所を視察して適当な指導監督を行い、関係書類を調査することができる。

(過納品の引き取り)

第7条 納入物品に不合格又は過納品があった場合は、甲の指定した期限内に乙はこれを引き取らなければならない。もし、引き取らないときは、甲はこれを他所に運搬することもあり、この場合乙はこれを拒むことができないのみならず、この費用及び甲が受ける損害を負担するものとする。

(契約代金の支払いの方法及び時期)

第8条 乙は、第5条で定めた検査に合格した物品について、納品した月の翌月7日までに甲に請求するものとする。

- 2 甲は、原則として、物品が納入された日の属する月の翌々月の末日に、乙の指定する金融機関口座に支払いするものとする。このときの、支払いに付随する諸費用(振込手数料等)は、乙が負担するものとする。
- 3 前項で定めた支払日が、甲の取引銀行の休業日に当たるときは、その休業日の直前の営業日を支払日とするものとする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第9条 乙は、甲が前条で定めた支払いを怠ったときは、乙に対する支払代金に対し、遅延利息を甲に請求することができるものとする。

2 遅延利息の額は、支払い期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払い金額に対し、年2.7パーセントの割合で計算した金額とするものとする。なお、その額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

3 甲が支払い期限までに支払いをしないことが、天災地変その他やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(損害金)

第10条 乙は、その責に帰すべき理由により本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第11条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の100分の10に相当する額のほか、請負（契約）金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定す

る期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第13条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（個人情報に関する秘密保持等の義務）

第14条 乙は、本契約に関して、甲から提供された個人情報について、第三者に漏らしてはならないものとする。

（個人情報の複製等の制限）

第15条 乙は、甲の承認を得ずに、甲から提供された個人情報を複製若しくは送信し、又は当該個人情報が記録された媒体を送付若しくは持出してはならないものとする。

（個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応）

第16条 乙は、甲から提供された個人情報が漏えいし、又は漏えいしたおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に書面をもって通知しなければならないものとする。

（契約終了時における個人情報の消去）

第17条 乙は、本契約が終了したときは、直ちに甲から提供された個人情報を消去しなければならないものとする。

（違反したときにおける契約解除等の措置）

第18条 乙が第14条（個人情報に関する秘密保持等の義務）から前条までの規定に違反したときは、甲は本契約を解除することができるものとする。

- 2 前項に規定するとき、甲は乙に損害を賠償することを求めることができるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、当該契約の履行にあたり、反社会的勢力(独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成27年規程第63号)第2条各号に掲げる者をいう。以下同じ。)と一切の関係を持たないこと。

2 契約締結後に、乙が反社会的勢力であることが判明した場合及び反社会的勢力が直接又は間接的に乙を支配するに至った場合には、甲は、契約を解除することができる。

3 第1項又は第2項の規定に基づき甲が契約を解除した場合、乙に生じた損害について、甲は何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 第1項又は第2項の規定に基づき甲が契約を解除した場合、乙は、甲に対し、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第20条 乙は、甲の承諾を得たときを除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならないものとする。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し債権を譲渡するときは、この限りではないものとする。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面をもって甲に通知しなければならないものとする。

(危険負担)

第21条 本契約の履行に際して発生した損害については、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じた損害については、甲が負担するものとする。

(かし担保責任)

第22条 乙は、第5条で定める検査後であっても、乙が納入した物品に不良品等かしがあったときは、乙はその責任を負うものとし、直ちに無償で他の良品と交換しなければならないものとする。

(契約に関する紛争の解決方法)

第23条 本契約に関し、甲・乙間に紛争又は疑義が生じたときは、甲・乙は誠意を持ってその解決にあたるものとし、解決できないときは、必要に応じて甲・乙協議の上、選定した者に調停を依頼するものとする。

2 本契約に関し、紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

(告知義務)

第24条 甲・乙は、次の各号に該当したときは、速やかに書面をもって相手方に告知しなければならないものとする。

- 一 代表者が変更したとき。
- 二 商号、本店所在地等の変更が生じたとき。
- 三 合併等により会社組織が変更になったとき。
- 四 その他、取引における重要事項が変更になったとき。

(契約解除)

第25条 甲は、本契約に関し、次の各号に該当したときは、本契約を解除できるものとする。

- 一 乙が本契約を遵守せず、甲の指示に従わないとき。
 - 二 乙が本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
 - 三 乙がその責に帰すべき事由により、本契約を履行できないことが明らかであるとき。
 - 四 乙又は乙の代理人、使用人等が甲の業務執行を妨げ、又は重大な不法不当行為があると認められるとき。
 - 五 その他、乙が本契約に違反したとき。
- 2 甲は、本契約締結後に乙が反社会的勢力であることが判明した場合又は自ら若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、本契約を解除することを原則とする。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

(乙の契約解除)

第26条 乙は、甲が契約に違反したことにより、納入が不可能となったときは、この契約を全部若しくは一部を解除することが出来る。

(附則)

第27条 本契約に定めのない事項について疑義を生じたときは、その都度、甲・乙協議の上、決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙双方記名捺印の上、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 栃木県宇都宮市下岡本町2160
独立行政法人国立病院機構宇都宮病院
経理責任者 院長 沼尾 利郎 印

(乙)